

1. テーマ

～在宅生活を支える～

『地域を支える紹介所となるために』

2. 主旨

介護や家事援助など家政婦が活躍できる場は多く潜在しています。しかし、職業紹介の PR 活動が効果的に行われていないのが現状で、今後は更なる求人開拓に向けた紹介業の PR について検討する必要があると考えます。

本年度の教育研修事業の基本テーマとして「～在宅生活を支える～」を念頭におき、紹介業トップセミナーでは「地域を支える紹介所となるために」とテーマを選定しました。

求人獲得に向けた新たな取り組みなど、職業紹介の発展に向け「自発的な求人開拓」、「考える力を養う」とした研修カリキュラムにより、基調講演とセミナー参加者も討議に参加いただけるパネルディスカッションスタイルを採用しました。

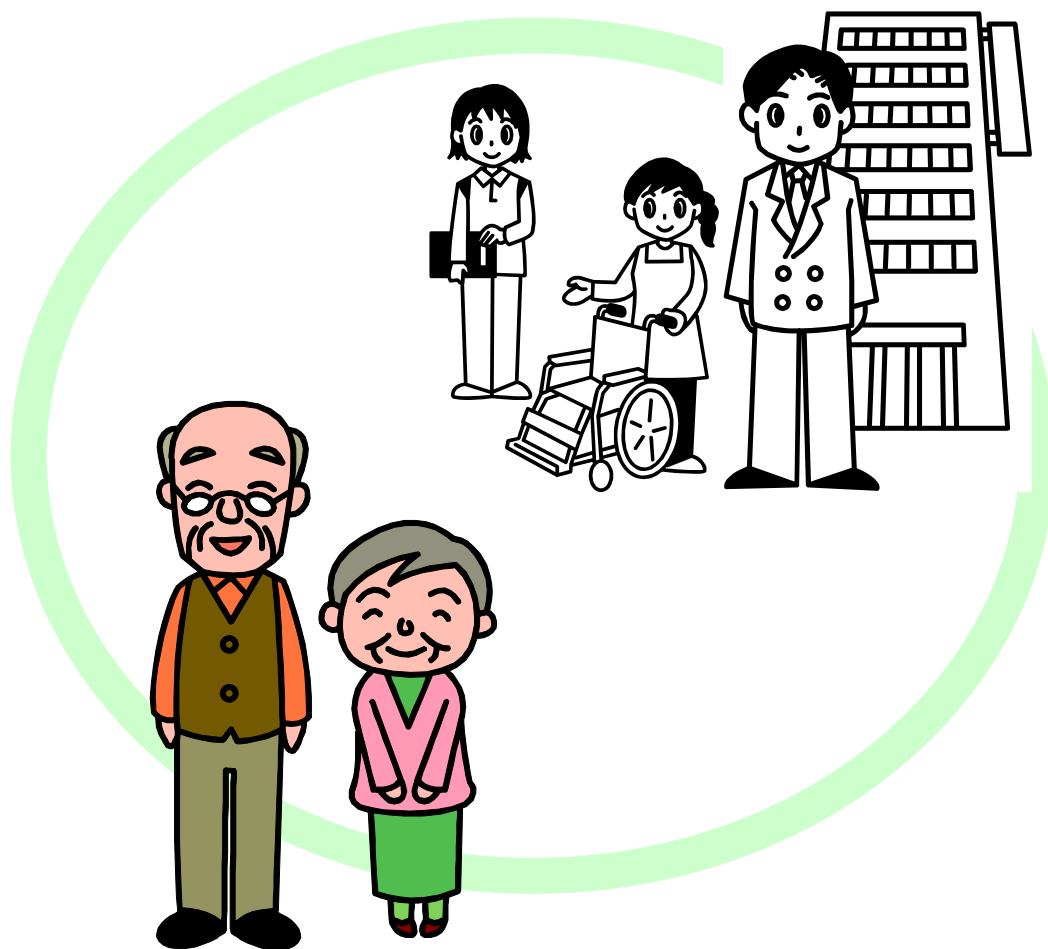
なお、紹介業トップセミナーは、全国 10 ブロックを単位として開催いたします。

3. 研修カリキュラム（講師等）

科目名	講師	時間数
開催挨拶等		15 分
基調講演 「紹介業の動向と求人開拓について」	(有)資料庫 代表取締役 井元俊二 氏	45 分
パネルディスカッション 「求人・求職獲得に向けた 新たな取り組み」 ◇基本テーマ ・求人・求職者確保の取り組み ・効果的な職種等の拡大 ・自発的な PR 活動	◇コーディネーター 教育研修委員・副会長 ◇パネリスト ブロック内正会員 3 名	90 分
合 計		150 分

平成 23 年度
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

紹介業トップセミナー



テーマ：『紹介事業の動向と求人開拓について』

講師：井元俊二 氏
有限会社資料庫 代表取締役

1. 「紹介事業」の発展に関わる要因について

事業の発展を望まない事業者は誰もいないと思う。現状を考え「紹介業の動向と求人開拓」について展望してみたい。

事業の発展には「外的な要因」と「内的な要因」に分けられる。

外的な大きな要因は、国から許可を受け「法的な規制の中」で事業を行っている以上、「法令遵守」の義務があり、全事業者は同じ法令の枠内で事業を営むことになる。つまり、「法的な仕組み」を十分にわきまえないと事業の発展は望めないし、一般社会からバッシングを受ける。法令を守ることは逆に言えば「法令が事業を守ってくれる」事に繋がっていく。

来年度に改正を予定している介護保険法改正の概要を見ると介護保険事業のうち、訪問介護事業には「定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービス」が創設される。

詳細は決定していないが、5月13日の分科会の資料を見ると「30分以内の介護・介助」と訪問看護事業の併設、もしくは具体的な連携が必要となる。果たして利用者にとって満足のいく改正内容となるかは解らない。

つまり、介護保険利用者が満足できるサービスを受けようとすれば自費で「家政婦」を雇用することになる。今回の法改正は「看家業界」にとっては「追い風」になる可能性がある。そのためにも訪問介護事業者へ紹介所（家政婦）のPRをする必要がある。

将来、介護保険制度の改正で訪問介護事業者が、「紹介事業」の真似事をして介護報酬より廉価で自費払いの「介護、家事」を請負でした場合、我々紹介事業者は求人者獲得が難しくなっていく。この事態は外的な要因に当てはまる。

社会の仕組みや流れが変わっていくと、法令も社会の仕組みに併せて変化している。その意味では、協会のブロックや支部活動を通じて常に社会の動きを収集して研鑽していく必要がある。



2. 「職業紹介事業の取扱要領」変更について

本年、3月12日、備え付け帳票（求人・求職管理簿、手数料管理簿）の記載項目に追加変更があった。各事業所には協会より新旧対照表の配布があったが、各労働局の職業紹介事業者に対する対応には「温度差」が生じている。

今回の改正は、諸外国からの研修生を受け入れる「監理団体」が就労の斡旋をする場合、職業紹介のシステムで行うことになり、「監理団体が紹介事業を行うので備え付け帳票を解りやすくするため、変更を行った」と説明されている。

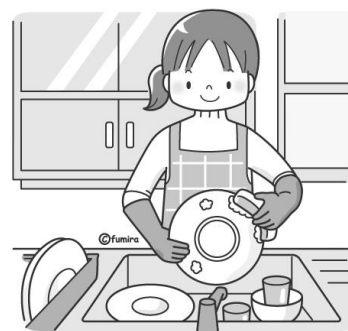
追加された項目は、次表の通りで、あくまでもフォームの変更ではなく、従来、「使用していたフォームの欄外に追加記入をすれば良い」とされている。

◇各種様式における追加項目について

備え帳票名	従来項目	追加された項目
(1) 求人管理簿 (様式例第5号)	求人事業所名称、所在地、代表者氏名、連絡担当者、受付年月日、求人数、就労場所、雇用期間、賃金等、処理状況	求人の有効期間、就労者氏名、求人に係わる職種、紹介年月日、採用年月日、採否
(2) 求職管理簿 (様式例第5号)	求職者氏名、生年月日、住所、求職希望職種、求職年月日、紹介年月日、紹介先、就職年月日、離職年月日	求職の有効期限、求人者の氏名、採用年月日、採否
(2) 届出制手数料用 (様式例第8号)	領収年月日、支払者名、賃金、手数料、第二種特別加入に充てるべき手数料、備考	求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料、紹介手数料等の種類を記載、割合(%)

しかし、現実には手書きで、その都度、項目を記入していたのでは非能率的なので、追加項目についてゴム印を作成し押印するか、パソコンで項目を網羅した様式を作り直すと手間が省けると思う。福岡県労働局のホームページには当該帳票の様式見本が掲載されている。(ただし、所管の労働局で承諾してもらえるかは不明である。)

手数料額の記入は、従来通り求人受付事務費も合算するが、手数料の割合の計算式については、厚生労働省職業安定局需給調整課に問い合わせたところ、求人受付事務費を除き、紹介手数料と第二種特別労災保険料を合算して割合(%)を出し、欄外に割合(%)を表示すべきと指導を受けた。



3. 事業者はまず目標を設定しよう

求人者の開拓及び求職者開拓、売上げ増収など、事業経営者としての目標値を明確に設

定する必要がある。（経営目標は短期、中期、長期の各種目標を掲げる。）次に設定した目標値に向かって計画（プロセスの具体化）をし、実際に行動に移す手段を考える。

「求人開拓」なら、月間の求人開拓数の目標値を設定し、新規開拓の方法を検討して欲しい。地域におけるPR用媒体（広告やパンフレット等）の作成、施設雇用や施設内での個人雇用のため施設訪問等、ビジネスチャンスをつかむため、あらゆる行動を起こして欲しい。

また「求職者の確保」についても同様に目標値を計画して実行に移す。具体的には、求職登録している家政婦の友人を紹介して貰う。紹介所から家政婦に対して「貴方の友達で働きたい人を紹介して欲しい」と日頃から声掛けはされていると思うが、より具体的に「料理の好きな人」とか「午前中だけ」等の限定条件や専門性を示して紹介して貰うのも方法だ。

また、求職登録者の募集広告や、病院・施設の退職者の確保のためのPR。事業所で行う講習会等に参加してもらうように広報（新聞・チラシ等の媒体）を活用することも考慮して欲しい。

～ 求職者の登録について ～

我が国では少子高齢化が深刻な社会問題となっており、それを背景に労働力不足が生じ、企業側は労働者確保に必死なのが産業界の実情である。経験者の中途採用（即戦力の争奪）や、引き抜きが横行するなど、社内で社員育成するより即戦力が強く求められている。その為、資格やキャリア、経験値の少ない新卒者には就職難が続いている傾向にある。

我々の看家業界を見ると、家政婦の高齢化が進み、大多数の紹介事業所では平均年齢が65歳以上の家政婦の紹介が中心となっているのが現状である。大都市ほどその傾向が強く、サービス事業者の少ない某地方では、家政婦の平均年齢が54歳のところも存在している。

この傾向は平成17年の国勢調査の集計結果からも明らかであるといえる。（資料参照）

女性の「家事従事者」の1,600万人をターゲットとし、当業界の新規求職登録者へ引き込むかについて研究する必要がある。



4. 取扱職種の変更について

有料職業紹介事業は「取扱い職種」を限定することが出来る。家政婦（夫）と限定して労働局に届け出ている場合は、法令で定められた業務以外（この場合は家政婦(夫)以外）

は紹介斡旋が出来ないこととなる。

家政婦（夫）職の求職者は前述したように平均年齢65歳以上であり、募集の広告を出すと、想像以上の年齢層が登録・面接にくることがある。登録者の年齢で登録を拒否できないので紹介事業者としては「適格紹介」が自信を持って出来ない場合もある。

全国的にサービス業界は労働力が不足気味で、10年前には50歳以上の人が家政婦職の中心であったが、現在は他のサービス業に就労し、退職後に紹介所に求職登録に来る傾向がある。解りやすく言えば、現在は、10年前の家政婦（夫）職の年代まで他のサービス業が吸収し就労している。かつては銀行の窓口要員、新幹線の車内販売員、スチュワーデス等若い女性の職場であったが、現在では中年層の就労者が目立っている。駅売店の販売員等もっと高齢の人が多くなってきている。

他のサービス業での職場を退職した女性の次の就労先が家政婦（夫）職になっている傾向がある。

また、男性の場合は退職後の職場はタクシー業界か警備業界、マンション管理業界へ再就労するケースが多い。

ならば、紹介所の取扱い職種を限定的なものとはせず、他の職種も取り扱えるように業態を変更し、事業規模の拡大について検討してはどうかと考える。

なお、取扱い職種を変更するためには、法人の場合、定款で「看護師・家政婦の紹介」と限定していれば、「有料職業紹介事業」と定款の内容を変更しなければならない。司法書士に依頼をしてもいいが、書式作成は法務局の「相談窓口」に行けば指導して貰える。

法人の定款を変更したら、変更届（様式6号）を作成し、所管の労働局に申請すれば良いことになる。ただし、各労働局によって取り扱いが異なるので事前に各労働局へ問い合わせをするのが望ましい。

講習会の時間が限られた中での話になったが、事業所に戻られ「1年後・3年後の事業所の姿」を想像し、それぞれの立場に見合った目標を定めて欲しい。



2-11 社会経済分類別 15 歳以上人口 (平成 17 年)

(単位 1,000 人)

	総数	男	女
総数	109,760	53,068	56,692
農林漁業者	2,517	1,444	1,073
農林漁業雇用者	294	182	112
会社団体役員	1,098	946	152
商店主	887	587	300
工場主	789	732	57
サービス・その他の事業主	803	660	143
専門職業者	1,040	768	272
技術者	4,268	2,341	1,928
教員・宗教家	2,323	910	1,413
文筆家・芸術家・芸能家	828	448	380
管理職	364	347	17
事務職	12,271	4,764	7,507
販売人	7,922	4,882	3,040
技能者	13,586	10,478	3,108
労働作業者	5,306	3,282	2,025
個人サービス人	5,985	1,966	4,018
保安職	1,053	997	57
内職	195	16	179
学生	6,928	3,667	3,262
家事従事者	17,734	932	16,801
その他の非就業者	20,225	10,501	9,724

○「国勢調査」(10月1日現在)抽出詳細集計結果による。

○資料 総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」

